

特例受付について(Q&A)

Q1 誰が申請できますか？

A1 今回の特例受付は、県の営業時間短縮等の要請にご協力いただいた事業者のうち、「6/1～6/20実施分」「6/21～7/11実施分」「7/12～8/7実施分」「8/8～8/26実施分」の協力金について、申請期間内に申請を行えなかった方が対象です。

Q2 「6/1～6/20実施分」の協力金は期間内に申請したものの、それ以外の協力金は、期間内に申請できませんでした。今回の特例受付で申請することはできますか？

A2 「6/1～6/20実施分」の協力金については、過去に申請した事実があるため、交付・未交付に関わらず、今回申請できません。一方、申請を行っていない「6/21～7/11実施分」「7/12～8/7実施分」「8/8～8/26実施分」の協力金については、申請が可能です。

Q3 既に協力金を申請しましたが、この機会に店舗数や日数を修正して再申請することはできますか？

A3 既に申請を受け付けたものの修正は受け付けません。特例受付は今まで申請していなかったもののみを対象としています。

Q4 申請書は以前に配布されたものを使用できますか？また、どこで入手できますか？

A4 各実施分の協力金のパンフレット及び申請書は以前に配布したのから変更はありませんので、そのままお使いいただけます。また、パンフレット及び申請書は、申請サポートサイトからダウンロードしていただくか、各県民事務所、市町村、商工会・商工会議所の窓口で入手できます（パンフレット内に申請書のページがあります。）。実施分ごとにパンフレットの内容は異なりますのでご注意ください。

Q5 以前に協力金を申請している場合、提出書類を省略できますか？

A5 以前に県の協力金の申請をしている方で、直近の提出書類と記載内容が同一の場合、提出を省略できる書類があります。各実施分の協力金のパンフレットや県のウェブサイトに省略可能な書類を記載していますので、ご確認ください。

Q6 「8/27～9/30実施分」「10/1～10/17実施分」の協力金について、今後特例受付を実施する予定はありますか？

A6 実施予定はありません。ただし、特例受付に代わる措置として次のとおり申請期間を延長します。

愛知県感染防止対策協力金	当初申請期間	変更後申請期間
8/27～9/30実施分	10/1～11/19	10/1～ 12/24
10/1～10/17実施分	10/25～12/13	10/25～ 12/24

必要書類送付先 **※必ず下記の送付先に郵送してください。**

※郵送の際には切手を貼付の上、封筒に申請者の住所及び氏名を必ず記載してください。
 ※下記の宛先面を切り取って封筒に貼付してください。はがれないよう、しっかり糊付けしてください。

〒460-8780

名古屋市中区栄 愛知県感染防止対策協力金事務局

特例

愛知県感染防止対策協力金 特例受付（「6/1～6/20実施分」「6/21～7/11実施分」「7/12～8/7実施分」「8/8～8/26実施分」）分 申請書類在中

※特例受付の対象である複数の協力金を申請する場合、1つの封筒に入れてまとめて申請ができます。

差出人 住所

氏名

営業時間短縮等の要請にご協力いただいた飲食店等の皆さまへ

「愛知県感染防止対策協力金」の申請期間終了後の特例受付についてお知らせします。

概要

以下の「愛知県感染防止対策協力金」について、県の営業時間短縮等の要請にご協力いただいた飲食店等を運営する事業者のうち、**申請期間内に申請を行えなかった方を対象に、特例で申請を受け付けます。**

申請期間：2021年11月24日(水)～12月24日(金)【当日消印有効】
(郵送の場合)

対象の愛知県感染防止対策協力金

協力金名	対象地域	申請期間
「営業時間短縮要請枠」 「カラオケ設備利用自粛要請枠」 (6/1～6/20実施分)	県内全域	2021年11月24日(水) ～ 2021年12月24日(金) 【当日消印有効】 <small>(郵送の場合)</small>
「営業時間短縮要請枠」 (6/21～7/11実施分)		
「営業時間短縮要請枠」 (7/12～8/7実施分)		
「営業時間短縮要請枠」 (8/8～8/26実施分)		

※ 過去に申請をした方は、交付・未交付に関わらず、その期間の協力金については、今回申請できません（店舗や日数の追加等の修正申請も認められません。）。

※ 「4/20～5/31実施分」以前の協力金は、本特例受付の対象外となりますので、今回申請できません。

※ 「8/27～9/30実施分」「10/1～10/17実施分」の協力金は、申請期間を12月24日(金)まで延長します。特例受付の実施予定はありませんので、申請期間内に必ず申請をしてください。

お問合せ先

詳細は、県のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryokukin-tokurei2111.html>

コールセンター

052-228-7310

午前9時～午後5時（土日祝日を含む毎日）



☆印の書類は、提出が不要又は省略できる場合があります。提出書類の詳細については、各実施分の協力金のパンフレットをご確認ください（実施分ごとに提出書類が異なりますのでご注意ください。）。

特例受付の対象である複数の協力金の申請をまとめて行う場合、チェックボックスが複数実施分にまたがっている書類については1部のみご提出ください。

※各実施分の協力金のパンフレットに記載されている提出書類の他、別途、書類の提出を求める場合があることをあらかじめご了承ください。

提出書類一覧 (チェックリスト) ※実施分ごとに提出書類が異なりますのでご注意ください		営業時間短縮要請枠				カラオケ設備利用自粛要請枠
		6/1~6/20実施分	6/21~7/11実施分	7/12~8/7実施分	8/8~8/26実施分	6/1~6/20実施分
①	交付申請書兼請求書	<input type="checkbox"/> 様式第1-9号	<input type="checkbox"/> 様式第1-11号	<input type="checkbox"/> 様式第1-12号	<input type="checkbox"/> 様式第1-13号	<input type="checkbox"/> 様式第1-10号
②	交付申請書兼請求書 別紙	<input type="checkbox"/> ☆ 様式第1-9号別紙	<input type="checkbox"/> ☆ 様式第1-11号別紙	<input type="checkbox"/> ☆ 様式第1-12号別紙	<input type="checkbox"/> ☆ 様式第1-13号別紙	<input type="checkbox"/> ☆ 様式第1-10号別紙
③	店舗別申請額計算書〈店舗ごと〉	<input type="checkbox"/> ☆ 様式(A)・(B)	<input type="checkbox"/> ☆ 様式(A)~(D)	<input type="checkbox"/> ☆ 様式(A)~(F)	<input type="checkbox"/> ☆ 様式(A)~(F)	
④	誓約書	<input type="checkbox"/> 様式第2-9号	<input type="checkbox"/> 様式第2-11号	<input type="checkbox"/> 様式第2-12号	<input type="checkbox"/> 様式第2-13号	<input type="checkbox"/> 様式第2-10号
⑤	飲食店営業許可書(証)又は 喫茶店営業許可書(証)の写し〈店舗ごと〉		<input type="checkbox"/> ☆ (複数実施分の申請をまとめて行う場合1部で可)			<input type="checkbox"/> ☆
⑥	営業活動を行 っていること が分かる書類 〈店舗ごと〉	店舗の内観・外観の写真	<input type="checkbox"/> ☆ (複数実施分の申請をまとめて行う場合1部で可)			<input type="checkbox"/> ☆
⑦		従前の営業時間が書かれた ホームページの画面の写し、 又は看板やチラシの写真				<input type="checkbox"/> ☆
⑧		営業時間短縮(休業を含む)を 知らせるホームページの画面の 写し、又は貼紙やチラシの写真	<input type="checkbox"/> ☆ (複数実施分の申請をまとめて行う場合1部で可)			<input type="checkbox"/> ☆ 休業又はカラオケ設備の利用の取り止めと 酒類を提供(持込みを含む)している場合に その取り止めを知らせるホームページの画面 の写し、又は貼紙やチラシの写真が必要
⑨	休業・営業時間 短縮等の状況が 分かる書類 〈店舗ごと〉	酒類の提供(持込みを含む)の 取り止め・時間短縮を知らせる ホームページの画面の写し、 又は貼紙やチラシの写真	酒類の提供の取り止めを知らせる ホームページの画面の写し、又は 貼紙やチラシの写真	酒類の提供の時間短縮を知らせる ホームページの画面の写し、又は 貼紙やチラシの写真	酒類の提供の取り止めを知らせる ホームページの画面の写し、又は 貼紙やチラシの写真	
⑩		カラオケ設備の提供の取り止めを 知らせるホームページの画面の 写し、又は貼紙やチラシの写真	<input type="checkbox"/> ☆ (複数実施分の申請をまとめて行う場合1部で可)			
⑪	確定申告書 の写し	【法人】法人税申告書別表一及び法人 事業概況説明書(月別売上高) 【個人】所得税確定申告書B、及び(青色 申告の場合)青色申告決算書(月別売上高) 又は(白色申告の場合)収支内訳書	<input type="checkbox"/> ☆ (複数実施分の申請をまとめて行う場合1部で可) 確定申告書の写し(参照月を含む年のもの)			<input type="checkbox"/> ☆ 確定申告書の写し(直近のもの)
⑫	売上帳等の帳簿の写し (参照月における店舗ごと・日ごとの飲食事業 (テイクアウトを除く)の売上高が分かるもの)〈店舗ごと〉		<input type="checkbox"/> ☆ (複数実施分の申請をまとめて行う場合1部で可)			
⑬	代表者の運転免許証、健康保険証(住所の記載 があるもの)又はマイナンバーカード(表面)の写し		<input type="checkbox"/> ☆ (複数実施分の申請をまとめて行う場合1部で可)			<input type="checkbox"/> ☆
⑭	申請書に記入した振込先口座の通帳の写し		<input type="checkbox"/> ☆ (複数実施分の申請をまとめて行う場合1部で可)			<input type="checkbox"/> ☆
⑮	対策項目チェックリスト(チェック済のもの)の写し 〈店舗ごと〉		<input type="checkbox"/> ☆		<input type="checkbox"/> ☆	